

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）の一部改正の新旧対照表

○令和3年個人情報保護委員会告示第7号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （認定個人情報保護団体編）
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
1～9 [略]	1～9 [同左]
(別紙) [略]	(別紙) [同左]
1・2 [略]	1・2 [同左]
3 認定の基準（法第48条・第49条関係）	3 認定の基準（法第48条・第49条関係）
法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。 (1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) 第155条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日か	法第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。 (1) この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) 第155条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日か

<p>ら2年を経過しない者</p> <p>(3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第155条第1項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>法第49条 [略]</p>	<p>ら2年を経過しない者</p> <p>(3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第155条第1項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前30日以内にその役員であった者でその取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>法第49条 [同左]</p>
<p>[略]</p> <p>3-1~3-3 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(別記様式第1号)～(別記様式第4号) [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>3-1~3-3 [同左]</p> <p>4・5 [同左]</p> <p>(別記様式第1号)～(別記様式第4号) [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	